

コタ株式会社 定款

2026 年 6 月 19 日

定 款

第一章 総則

(商号)

- 第1条 当社は、コタ株式会社と称する。
英文では、C O T A C O . , L T D . と表示する。

(目的)

- 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。
- 1 医薬品の製造ならびに販売
 - 2 医薬部外品の製造ならびに販売
 - 3 化粧品等の製造ならびに販売
 - 4 理容、美容室用器具の販売
 - 5 販売促進用各種物品の企画、製作、斡旋、販売
 - 6 人材育成のための教育事業
 - 7 前各号に附帯する一切の事業

(本店の所在地)

- 第3条 当社は、本店を京都府久世郡久御山町に置く。

(機関)

- 第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。
- 1 取締役会
 - 2 監査役
 - 3 監査役会
 - 4 会計監査人

(公告方法)

- 第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。
ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する。

第二章 株式

(発行可能株式総数)

- 第6条 当社の発行可能株式総数は、104,396,676株とする。

(自己の株式の取得)

- 第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式の売渡請求)

第9条 単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式と併せて単元株式数となる数の株式を自己に売り渡すことを当会社に対して請求することができる。ただし、当会社が売り渡すべき数の自己株式を有さない場合は、この限りではない。

(単元未満株式についての権利)

第10条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 前条に定める請求をする権利

(株式取扱規程)

第11条 当会社の株式に関する取扱いは、取締役会において定める「株式取扱規程」による。

(株主名簿管理人)

第12条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。
- 3 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。

(基準日)

第13条 当会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

- 2 前項にかかわらず、必要がある場合は取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者としてすることができる。

第三章 株主総会

(招集)

第14条 当会社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に随時これを招集する。

(電子提供措置等)

第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- 2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(招集権者および議長)

第16条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(決議の方法)

第17条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第18条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- 2 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第四章 取締役および取締役会

(取締役の員数)

第19条 当会社の取締役は18名以内とする。

(取締役の選任方法)

第20条 当会社の取締役は、株主総会において選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 当会社の取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

(取締役会の招集権者および議長)

第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(代表取締役および役付取締役)

第24条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

- 2 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役の報酬等)

第25条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、それぞれ株主総会の決議によって定める。

(取締役会の決議の省略)

第26条 当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役の責任免除)

第27条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、同法第423条第1項の取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

(取締役との責任限定契約)

第28条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第五章 監査役および監査役会

(監査役の員数)

第29条 当会社の監査役は4名以内とする。

(監査役の選任方法)

第30条 当会社の監査役は、株主総会において選任する。

- 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第31条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- 2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

（補欠監査役）

第32条 法令または定款に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。

- 2 補欠監査役の選任決議の定足数は、第30条第2項の規定を準用する。
- 3 第1項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時を越えることはできない。
- 4 補欠監査役の選任の効力は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

（監査役会の招集通知）

第33条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

（監査役の報酬等）

第34条 監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、それぞれ株主総会の決議によって定める。

（監査役の責任免除）

第35条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、同法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

（監査役との責任限定契約）

第36条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第六章 会計監査人

（会計監査人の選任方法）

第37条 当会社の会計監査人は、株主総会において選任する。

（会計監査人の任期）

第38条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- 2 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

第七章 計算

（事業年度）

第39条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

（剰余金の配当の基準日）

第40条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

2 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

（中間配当）

第41条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。

（配当金の除斥期間）

第42条 剰余金の配当は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。

2026年6月19日改訂